# 三鷹市新規出店者支援金のご案内
## 【令和８年度　申請要領】

商店街のにぎわい創出・活性化を目的として、市内の賃貸物件に「小売業」または「飲食業」の店舗を出店し、商店会に加入する事業者に補助金を支給します。

### 支給額

| 交付時期 | 基本額 | 創業者/事業承継者の場合<br>※指定期間あり（P２参照） |
|---|---|---|
| ① 出店時（事業開始時） | 30 万円 | 50 万円 |
| ② 出店後（事業開始後６か月経過時） | 30 万円 | 50 万円 |
| 合計 | **60 万円** | **100 万円** |

### 申請要件※次の１～９のすべてに該当することが条件です。

| | |
|---|---|
| 1 | 中小企業者、小規模企業者、個人事業者または会社以外の法人※であること。<br>※会社以外の法人…公益法人等（法人税法別表第二に該当）またはその他の法律により公益法人等とみなされる法人（ＮＰＯ法人等）で、従業員規模が中小企業基本法上の中小企業と同程度のもの。 |
| 2 | 新規出店の店舗の業種は、**「小売業」または「飲食業」**で、次の条件を満たすこと。<br>⑴ １年以上継続して営業することが見込まれるもの。<br>⑵ １か月あたり概ね 15 日以上営業を行うもの。<br>ただし、次に掲げる事業は除く。<br>・商店街のにぎわい創出と活性化への波及効果が期待できない事業（インターネット販売や宅配サービスのみを行うものなど）<br>・車両等での移動販売、仮設テント及び仮設店舗で行う事業<br>・市内で現在行っている事業を社名または代表者変更して行う事業（事業承継した場合を除く）<br>・市内から市内の別の地域に移転して行う事業（閉店から概ね１年以上経過したものは除く）<br>・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条に規定する営業に係る事業<br>・その他市長が不適切と認める事業 |
| 3 | 市内の賃貸物件に店舗を出店し、**令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで**に営業を開始したものであること。 |
| 4 | 賃貸物件の所有者は、申請者本人または本人が代表する会社ではないこと。法人にあっては賃貸物件の所有者が当該法人、当該法人の代表者または当該代表者が代表する他の法人ではないこと。 |
| 5 | 出店する地域の商店会※に加入すること。<br>※商店会が組織されていない地域では近隣の商店会または三鷹商工会に加入すること。 |
| 6 | 住民税の滞納がないこと。 |
| 7 | 事業を営むにあたり、法令の規定に違反していないこと。 |
| 8 | 三鷹市暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員または同条第３号に規定する暴力団関係者でないこと。 |
| 9 | その他市長が適当と認める者 |

## 【創業加算】申請要件※次の１～２のすべてに該当することが条件です。

| | |
|---|---|
| 1 | 令和５年４月１日以降に創業※1 していること。<br>ただし、次の事業者は加算対象外とする。<br>・令和５年３月 31 日以前から事業を営んでいた事業者<br>・令和５年３月 31 日以前から事業を営んでいた事業者が同日以降に法人成り※2 したもの。<br>※1 創業日：法人は登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、個人は開業届に記載されている会社設立日（事業開始日）<br>※2 事業を営んでいる個人が新たに法人を設立し、当該新たに設立された法人に当該事業の全部又は一部を継承させること |
| 2 | 申請日までに次の創業支援関係機関による支援のいずれかを受けていること。<br>①まちづくり三鷹<br>みたか起業塾 / コーディネーター相談 / 経営・起業等相談（専門家アドバイザー相談）<br>②三鷹商工会<br>創業塾 / 経営相談<br>③みたか市民協働ネットワーク<br>三鷹「まち活」塾<br>④三鷹ネットワーク大学推進機構<br>三鷹「まち活」塾 / みたか身の丈起業サロン<br>⑤三鷹市<br>創業資金融資あっせん　など |

## 【事業承継加算】申請要件※次の１～５のすべてに該当することが条件です。

| | |
|---|---|
| 1 | 令和５年４月１日以降に事業承継※していること。<br>※事業承継とは、経営資源を経営者の親族、従業員または第三者に引き継ぐことをいう。<br>法人にあっては、代表者の変更を伴い、承継者が株式の過半数を取得し経営権を取得したと認められるものをいう。 |
| 2 | 事業承継を行った日において市内で３年以上継続して営業をしていた被承継者※から事業承継していること。<br>※被承継者とは、事業を引渡す個人または法人をいう。 |
| 3 | 申請日までに次の事業承継支援等関係機関による支援のいずれかを受けていること。<br>①まちづくり三鷹<br>経営・起業等相談（専門家アドバイザー相談）<br>②三鷹商工会<br>経営相談窓口<br>③東京都多摩地域事業承継・引継ぎ支援センター<br>個別相談会　など |
| 4 | 大企業が実質的に経営に関与※していないこと。<br>※大企業のフランチャイズ事業を承継した場合などは対象外 |
| 5 | 被承継者と承継者が同一人物（法人の場合は代表者）※ではないこと。<br>※個人事業主Ａ氏が営んでいた事業を法人（法人の代表者はＡ氏）に引き継いだ場合などは対象外 |

## 申請方法など

| | |
|---|---|
| 申請期間 | ①　**【事業開始時】令和８年６月１日（月）から令和９年３月３１日（水）**<br>②　**【６か月経過時】事業開始後６か月経過時から令和９年１０月１日（金）**<br>※事業開始時と事業開始後６か月経過時のそれぞれ申請が必要です。<br>　事業開始時の申請をしていないと、事業開始後６か月経過時の申請はできません。 |
| 申請方法 | 提出書類一式を、次のいずれかの方法で提出してください。<br>① 郵送（簡易書留を推奨）による送付<br>【郵送先】〒181-8555　三鷹市 生活経済課（住所不要）<br>※「新規出店者支援金 申請書在中」と明記してください。<br>② 窓口への提出<br>【提出窓口】三鷹市役所 第二庁舎２階　生活経済課（三鷹市野崎 1-1-1）<br>申請書は市ホームページまたは<br>生活経済課（三鷹市役所第二庁舎２階）窓口で入手できます。<br>＜市 HP＞ |
| 注意事項 | ・申請受付後、書類審査を行い、支給の可否について、申請者宛てに通知を送付します。<br>・支給決定の場合は、概ね４週間程度で指定口座に振り込みます。<br>**・申請受付は先着順です。予算額に達した時点で受付終了**となります。<br>　先着順での受付となりますが、同日（郵送分は消印日）に複数の申し込みがあり、予算額を超える場合は同日分から抽選となります。 |

## 申請書類（①事業開始時）

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 申請書兼請求書 | 様式第１号 |
| 2 | 振込先の口座番号等が分かるものの写し | 預金通帳（２ページ目）の写し等（金融機関名、口座名義（カナ）、口座番号等が確認できるもの） |
| 3 | 店舗の賃貸借契約書の写し | 全ページ（申請月から起算して１年を超える賃貸借契約であること） |
| 4 | 店舗の案内図 | 店舗の場所を示した地図 |
| 5 | 店舗外観及び内観の写真 | 申請日直近の店舗外観、内観の写真 |
| 6 | 事業を開始したことが分かる書類の写し | 営業許可書の写し等<br>許可を必要としない場合は、HP・SNS 情報の写しやチラシ・パンフレット等 |
| 7 | 履歴事項全部証明書（写しでも可）<br>※法人が申請する場合のみ | ３か月以内に発行されたもの |
| 8 | 事業実施計画書・商店会加入確認書 | 様式第２号 |
| 9 | 月別収支計画書 | 様式第３号または月別収支計画が分かる書類 |
| 10 | 住民税の納税証明書（原本） | 個人：個人住民税（令和７年度）<br>法人：法人住民税（直近事業年度分）<br>※法人設立１期目等で法人住民税の納税証明書が取得できない場合は、法人代表者の個人住民税の納税証明書を提出 |
| 11 | 誓約書 | 様式第４号 |

## 【創業加算】申請書類（１～11 の書類に加えてご提出ください。）

| | | |
|---|---|---|
| ・ | 創業概要書 | 様式第５号 |
| ・ | 開業届の写し<br>※個人が申請する場合のみ | 令和５年４月１日以降に<br>開業したことが分かるもの |

※その他、追加で書類のご提出をお願いする場合がございます。

## 【事業承継加算】申請書類（１～11 の書類に加えてご提出ください。）

| | | |
|---|---|---|
| ・ | 事業承継概要書 | 様式第６号 |
| ・ | 市内での事業承継が確認できる書類 | 株式譲渡契約書の写しや事業譲渡契約書の写し等 |
| 注 | **店舗の賃貸借契約書、営業許可書、履歴事項全部証明書等の名義が承継者に更新されていること** | |

※その他、追加で書類のご提出をお願いする場合がございます。

## 申請書類（②事業開始後６ヶ月経過時・全事業者共通）

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 申請書兼請求書 | 様式第７号 |
| 2 | 振込先の口座番号等が分かるものの写し | 預金通帳（２ページ目）の写し等（金融機関名、口座名義（カナ）、口座番号等が確認できるもの） |
| 3 | 事業開始から６か月分の家賃の支払いが確認できる書類の写し | 事業開始時から６か月分の家賃を支払ったことが確認できる通帳や領収書の写し |
| 4 | 事業実施報告書・商店会加入確認書 | 様式第８号 |
| 5 | 月別収支報告書 | 様式第９号または月別の収支状況が分かる書類 |
| 6 | 誓約書 | 様式第４号 |

※「①事業開始時」の申請をしていないと、「②事業開始後６か月経過時」の申請はできません。
また、創業/事業承継による加算については、「①事業開始時」に申請をしていない場合、「②事業開始後６か月経過時」に新たに申請することはできません。

## その他注意点

・同年度の申請は、**１事業者につき１回**です。複数店舗を出店する場合でも、申請は１店舗分のみです。申請書類の提出は、①事業開始時と②事業開始後６か月経過時のそれぞれで提出してください。
・虚偽の記入や誓約内容違反等により、支援金を返還していただく場合があります。
・手書きする際は、ボールペン等消えないものでご記入をお願いします（鉛筆や消せるボールペンは不可）。
・支援金の振込先（口座情報）記入欄は訂正ができません。
間違えた場合は、新しい用紙に書き直しをお願いします。
・申請内容に不備等があった場合は、電話にて連絡し内容等の確認を行います。
・提出された書類だけで審査が困難な場合は、追加で書類の提出を求めることがあります。
・本支援金は、課税対象となります。
・申請受付は先着順です。予算額に達した時点で受付終了となります。
先着順での受付となりますが、同日（郵送分は消印日）に複数の申し込みがあり、予算額を超える場合は同日分から抽選となります。

| | |
|---|---|
| お問い合わせ | 三鷹市 生活環境部 生活経済課 新規出店者支援金担当<br>連 絡 先　０４２２－２９－９６１５<br>受付時間　平日 午前８時３０分～午後５時１５分 |